

「振り込め詐欺救済法」に関するQ & A

Q 1 . 「振り込め詐欺救済法」とはどんな法律ですか？

A 1 . 正式名称は「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」といい、2008年6月に施行されました。

この法律によれば、まず、振り込め詐欺などの犯罪被害によって資金の振り込まれた口座を金融機関が凍結し、60日以上の手続きを経て、口座名義人の権利を失わせます。

次に、預金保険機構のホームページ上で、被害に遭った方からの資金分配の申請を受付ることを周知（公告）します。所定の周知期間（30日以上とされています）内に申請のあった方に、資金を分配して返還することとなります。

Q 2 . どんな被害が返還の対象になるのですか？

A 2 . 振り込め詐欺（オレオレ詐欺、融資保証金詐欺、架空請求詐欺、還付金詐欺等）などの犯罪被害に遭い、金融機関の口座に被害資金を振り込んだ場合がこの法律による資金返還の対象となります。

Q 3 . 資金の返還を受けるためには何が必要ですか？

A 3 . 2008年6月の法施行以後、金融機関は振り込め詐欺などの犯罪被害によって資金の振り込まれた口座を順次この法律により被害回復分配金支払手続きの対象として行くこととなります。

資金の返還を受けるためには、被害に遭ったことや振込を行ったことを示す資料を添えて被害回復分配金の支払を申請することが必要になります。必要な書類や申請の方法など、詳しい手続は各お取引店の窓口、または下記「専用ダイヤル」にお問合わせ下さい。

Q 4 . 私が振り込んだ被害資金は全額返還されますか？

A 4 . 被害により振り込んだ資金が相手の口座に残っている場合、この資金を被害に遭った方にお返しします。資金の一部または全部が既に引出されている場合には、口座に残っている残高がお返しできる金額の上限になります。

また、同じ口座に資金を振り込んだ方から他にも被害回復分配金の支払申請がある場合、口座の残高を被害額に比例して按分した上お返しすることとなります。

なお、口座の残高が1,000円未満の場合には、この法律では資金返還の対象となりません。

Q 5 . 私が資金を振り込んだ口座には残高はありますか？

A 5 . 法律の手続きにより預金保険機構のホームページでこの口座に関する公告が行われる際に、口座の残高も併せて掲載されます。これにより残高をご確認下さい。

Q 6 . 預金保険機構による周知（公告）はどのように行われますか？

A 6 . 公告はインターネットを通じ、預金保険機構のホームページ上で行われます。

Q 7 . 自宅でインターネットを見ることができないのですが、どうすればよいですか？

A 7 . 下記「専用ダイヤル」にお電話を頂きましたら、被害振込の明細を伺い、その口座が被害回復分配金支払の対象になる際にご連絡を差し上げます。

Q 8 . 私が振り込んだ被害資金はいつ返還されますか？

A 8 . 被害回復分配金の支払手続には原則 3 ヶ月以上かかる見込みであり、実際に資金をお返しできるのは9月以降となります。

また、現在金融機関にある不正利用口座の分配金手続きは順次行いますので、手続き開始時期によってはさらに支払の時期が遅くなることもあります。手続きはできる限り迅速に行いますが、実際の支払までには時間がかかることもありますのでご承知下さい。

Q 9 . 被害資金の返還に関して詳しく聞きたいのですがどこに相談すればいいですか？

A 9 . この法律では、被害資金の滞留している口座のある金融機関（振込先の金融機関）に対し被害回復分配金の支払を請求することとなっています。

当行の口座宛に被害資金を振り込んでしまった場合は、下記「専用ダイヤル」にご相談下さい。

Q 10 . 振込金受取書を失くしてしまいました。振込先の詳しい内容が分からないのですが、資金返還は受けられますか？

A 10 . 振込金受取書がないからといって資金返還が一切受けられないということはありませんが、振込先の金融機関、店舗、口座名などが分からない場合は、対象口座の特定ができず資金返還が受けられないことも考えられます。

「振り込め詐欺救済法」についてのお問合わせ先

フリーダイヤル：0120-50-4200「専用ダイヤル」

受付時間：月～金曜日 8：45～17：00（土・日・祝日を除く）